

入札不調への対応について

総務部入札監理課
土木部建設産業室
(平成26年4月1日現在)

1 入札不調の主な原因【課題】

(1)	技術者や作業員等の不足 ○建設業界は、公共工事の減少に伴いスリム化を図ってきており、復旧・復興工事の急増に対応しきれない。 ○工事の発注が増えても、中・長期的な経営を考えた場合、従業員を新たに雇用できない。 ○限られた技術者等の有効配置の観点からも、小規模で利益率の低い工事等は応札を見合わせる業者が多くなっている。
(2)	労務費や資材価格の高騰 ○技術者や資材等の不足に伴い、労務費や資材価格が急激に高騰しており、設計単価に基づく予定価格と入札価格との間に乖離が生じている。

2 入札不調への対応策【入札不調解消へ向けた福島県の取組】

		対応時期
1 入札制度		
(1)	契約事務手続きの簡素化・迅速化 ○東日本大震災等により緊急を要する災害復旧工事等については、随意契約により速やかに対応する。	H23年3月～ 県独自の取組
(2)	工事等の前金払割合の引上げ ○受注者の着工資金や下請企業等への早期支払の確保、工事の適正かつ円滑な施工を目的として、県発注工事等の前金払の割合を引き上げた。(4割⇒5割)	H23年4月～ 県独自の取組
(3)	発注見通しの公表 ○工事等の発注見通しについて、これまでの内容に「路線・河川名」と「概算金額」を追加するなど、より詳細な内容としたほか、工事等が集中する時期などにおいては、おおむね1ヶ月毎に内容を更新し公表することとした。 ○発注機関毎に公表している発注見通しについて、東北地方整備局、県及び市町村の発注見通しを統合した上で、県内6地区別に公表し、1か月毎に内容を更新することとした。(労務や資機材を効率的に手配するための、東北地方発注者協議会としての全国初の試み) ○例年4月中に公表していた年間の発注見通しについて、発注情報を早期に開示し応札しやすい環境を整えるため、当初予算議決後、速やかに公表できるよう公表時期を改めた。	H24年3月～ 県独自の取組 H25年11月～ 東北地方発注者協議会の取組 H26年4月～ 県独自の取組
(4)	公募型随意契約の実施 ①予定価格が5億円以上となる災害復旧工事において、迅速性のほかに透明性・公平性・競争性も確保するため、見積の相手方を公募することとした。 ②予定価格が1億円以上5億円未満の復旧・復興工事について準用可能とした。	H23年12月～ 県独自の取組 H25年4月～ 県独自の取組
(5)	福島県版復興JV制度 ①公募型随意契約における建設工事共同企業体の取扱いについて定めた。代表構成員は県内Aランク企業とし、代表構成員以外の構成員は、県内に支店、営業所を有する県外Aランク企業の参加も可能とした。 ②復興JV制度について、条件付一般競争入札による復興事業等まで活用できるようにするとともに、予定価格1億円以上の工事まで対象を拡大した。代表構成員以外の構成員は、県内に支店、営業所を有しない県外Aランク企業も参加可能とした。 また、これまですべての構成員が技術者を専任で配置することとしていたが、1者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置できることとした。 ③代表構成員以外の構成員の参加要件を拡大し、格付等級「A」ランクから、「A又はB」ランクに格付けされている者も参加可能とした。	H23年12月～ 県独自の取組 H25年4月～ 県独自の取組 H25年9月～ 県独自の取組

		対応時期
(6)	総合評価方式(復興型)の新設 ○復興・再生事業等に係る工事は、入札手続の迅速化、簡素化を図るため特別簡易型と同様の方式を適用できることとした。	H25年4月～ 県独自の取組
(7)	地域要件、格付要件の弾力的な運用 ①地域要件：入札不調後は、区域を次の段階の地域まで拡大することができるとしていたが、現行の地域要件の範囲内で最大の地域まで拡大可能とした。 ②格付要件：入札不調に伴い、合冊して発注する案件については、合冊前における全ての案件に参加可能である格付以上の業者を含めることができることとした。	H25年4月～ 県独自の取組
(8)	提出書類に係る簡素化の試行 ①見積内訳書の取扱い：施工体制事前提出方式を除く全ての入札において、見積内訳書の提出を不要とし、見積内訳総括表のみの提出とした。 ②総合評価方式における低入札価格調査：落札候補者が調査基準価格を下回ったときは、誓約書の提出をもって低入札価格調査の実施に代えることができるものとした。	H25年4月～ 県独自の取組 H25年4月～ 県独自の取組
(9)	入札参加条件等の見直し ○トンネル等の特殊な工法又は技術的難易度の高い工事において、品質確保の観点から、入札参加条件として設定している企業や配置予定技術者の同種又は類似工事の実績要件について、施工技術の進歩等を考慮し、実績要件の廃止等の見直しを行うとともに、JVの工事実績の取扱いについて代表構成員以外での実績を認めることとし、応札しやすい環境を整える。	H26年4月～ 県独自の取組
(10)	若手技術者育成の観点からの総合評価方式の見直し ○若手技術者を配置予定技術者とする応札の増加を図るため、総合評価方式(工事)の評価項目である「配置予定技術者の技術力」(施工能力、工事成績、優良工事表彰)において評価対象とする過去の実績について、「主任技術者又は監理技術者での施工実績」に加え、「現場代理人での実績」も評価対象とする。	H26年4月～ 県独自の取組
2 技術者不足への対応		
(1)	専任の主任技術者が兼務できる工事の緩和 ①一体性または連続性があり、現場相互の間隔が5km程度以内の場合、近接工事として専任の主任技術者の兼務(原則2件程度)を可能とした。 ②技術者の専任に関する取扱いを現場相互の間隔が5km程度から10km程度まで拡大し、資材調達を一括で行う場合や工事の相当部分を同一の下請業者で施工する場合も専任の主任技術者の兼務(原則2件程度)を可能とした。	H24年2月～ H25年9月～
(2)	現場代理人の常駐義務の緩和 ①同一事務所管内の2,500万円未満の工事で発注機関が同一の場合など、現場代理人を兼務できる常駐義務の緩和措置を既に講じているが、緩和対象となる工事範囲の拡大を行った。 ②上記(1)－①に連動して、同一の主任技術者が兼務できる同一発注機関の工事も「近接工事」として、現場代理人の常駐義務緩和措置の対象とした。 ③「同一機関発注工事」から「発注機関が異なる工事」まで、現場代理人の常駐義務の緩和対象を拡大した。 ④上記(1)－②に連動して、同一の主任技術者が兼務できる工事(現場相互の間隔が10km程度の工事等)を、現場代理人の常駐義務緩和措置の対象とした。	H23年11月～ 県独自の取組 H24年3月～ 県独自の取組 H25年9月～ 県独自の取組 H25年10月～ 県独自の取組
(3)	配置技術者の雇用条件の緩和 ○専任の監理技術者等に求める3か月以上の雇用関係を3か月未満であっても差し支えないとし、その対象工事、取扱いの明確化を図った。	H23年3月～ 明確化H24年6月～ 県独自の取組

		対応時期
3 適切な工事価格の算出		
(1) 設計労務単価の見直し	<p>①被災地域における労務単価の急激な変動に対応するため、実勢価格を即時に反映できるよう国へ要望した結果、設計労務単価の見直しが行われ、県も全51職種のうち、鉄筋工や交通誘導員など、33職種について改正を実施した。</p> <p>②「実勢価格を適正に反映した設計労務単価の設定」を国に対し強く要望してきた結果、普通作業員や運転手など工事の主要な部分を担う5職種の作業員の単価が改定された。</p> <p>③実勢価格及び法定福利費相当額を適切に反映するとともに、被災地等の入札不調の増加に応じた機動的な単価引上げが行われたことにより、平均で約20%の大幅な増額となった。</p> <p>設計労務単価の改定を受け、平成25年4月1日以降に契約を行った工事のうち、旧労務単価を適用して積算しているものを対象に、新単価での契約変更の協議の請求を認める特例措置を実施した。</p> <p>④例年4月に行われている労務単価の改定につき、技能労働者不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するため、2ヶ月前倒しで行われ、平均で約8%の上昇となった。</p> <p>設計労務単価の改定を受け、平成26年2月1日以降に契約を行った工事のうち、旧労務単価を適用して積算しているものを対象に、新単価での契約変更の協議の請求を認める特例措置を実施した。</p>	<p>H24年2月～</p> <p>H24年6月～</p> <p>H25年4月～</p> <p>H26年2月～</p>
(2) 東日本大震災に伴う賃金等の変動に伴う請負代金額の変更(インフライト)	<p>○上記(1)にあわせ、既契約工事についても、労務単価や資材等の急激な物価変動に対応した請負代金額の変更を可能とした。</p>	H24年3月～
(3) 点在する工事での工事箇所毎の間接費算定	<p>○発注者の判断により、工事箇所毎の間接工事費の算定を可能とした。</p>	H24年7月～
(4) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	<p>○通常は地域から調達している砂利等の建設資材について、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には、輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこととした。</p>	H24年7月～
(5) 資材価格の見積活用	<p>○物価資料等において、急激な価格変動を確認した資材価格については、見積を活用できることとした。</p>	H24年7月～
(6) 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更	<p>○宿泊費や通勤費用等の労働者確保に要する追加費用が発生した場合には、実績に応じて設計変更により対応できることとなった。</p>	H24年10月～
(7) 労働者宿舎の設置・撤去に関する設計変更	<p>○工事に従事する労働者の宿舎を新たに設置せざるを得ない場合には、必要となる費用について設計変更により対応することとした。</p>	H25年11月～
(8) 工事に係る最低制限価格等の見直し	<p>○「契約価格の適正化」を一層推進するため、国の見直しを踏まえ、最低制限価格等の水準を2ポイント程度引き上げることとした。(水準：予定価格の概ね85%から90%程度⇒概ね87%から92%程度)</p>	H25年9月～
(9) 復興歩掛の適用	<p>○被災3県の現場状況を反映した積算基準(復興歩掛)を適用する。(土工、コンクリート工の作業量を10%程度補正)</p> <p>○復興歩掛の策定を受け、平成25年10月1日以降に入札を行う工事のうち、旧歩掛を適用して積算している工事を対象に、復興歩掛を適用した積算に基づく契約変更の協議の請求を認める特例措置を講じた。</p> <p>○被災3県の現場状況を踏まえ、土工における日当たり作業量の補正を10%から20%に引き上げる。</p> <p>○復興歩掛の改定を受け、平成26年4月1日以降に入札を行う工事のうち、旧歩掛を適用している工事を対象に、新歩掛に基づく契約変更の協議の請求を認める特例措置を講じた。</p>	<p>H25年10月～</p> <p>県独自の取組</p> <p>H26年4月～</p> <p>県独自の取組</p>

		対応時期
(10)	復興係数の適用 ○被災3県で、工事量の増大による資材等の不足に伴う作業効率低下等により、積算と支出実態の乖離が確認されたことから、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）の割増しを行う被災地補正（復興係数）が適用された。（予定価格への影響：約6～8%増） ○復興係数の策定を受け、平成26年2月3日以降に契約を締結する工事のうち、復興係数が適用されていない積算に基づく契約を対象に、復興係数を適用した積算に基づく契約への変更協議の請求を認める特例措置を講じた。	H26年2月～
(11)	土木工事積算基準の改定 ○施工実態を反映するため、①維持修繕工事の標準歩掛の新設・見直し（橋梁補修関係3工種（断面修復工、ひび割れ補修工、表面被覆工）の歩掛新設、維持修繕関係3工種（堤防除草工、道路除草工、切削オーバーレイ工）の歩掛見直し）、②間接工事費率の見直し（間接工事費率対象額下限値を、共通仮設費・現場管理費とも200万円まで引き下げ、小規模点在施工等において上乘せ積算）、③工事一時中止に伴う費用の算定方法の見直し（経費率の20%割増しと基本計上費用の追加計上）などを行う。 ○間接工事費率の見直しを受け、平成26年4月1日以降に入札を行う工事のうち、改定前の率を適用している工事を対象に、改定後の率に基づく契約変更の協議の請求を認める特例措置を講じた。	H26年4月～ 県独自の取組
4 施工体制の確保		
(1)	福島県建設工事復旧・復興連絡協議会における対応 ○発注機関（県・市町村）や建設産業団体を構成員とした連絡協議会を各地方及び本庁に設立し、入札結果や発注見通しの情報共有や意見交換を実施しながら、発注時期の平準化など円滑な公共工事の推進に取り組んでいる。	H23年12月～ 県独自の取組
(2)	資機材の調達 ①福島県建設工事復旧・復興地方連絡協議会に建設資材作業部会を設け、発注者、受注者、資材業者が連携・調整を行い、方部毎の実情に応じて建設資材の安定供給を図ることとした。 ②相双地方においては、生コンクリートが不足しており、連絡協議会が誘致した仮設生コンプラントが建設された。	H24年6月～ 県独自の取組 H25年9月～ 県独自の取組
(3)	発注規模の適正化 ○入札不調の発生割合の高い小規模工事について合冊し、適正規模となるよう地方連絡協議会で取り組んでいる。	H23年12月～ 県独自の取組
(4)	発注時期の平準化 ○災害復旧工事について、海岸を除く施設については3年以内、海岸施設については5年以内に復旧することとした。	
(5)	フレックス工事实施要領の改定 ○「請負者が施工時期を選択できる工事（フレックス工事）の試行実施要領」について、柔軟な運用が図られるよう改定した。	H24年3月～ 県独自の取組
(6)	準備期間確保工事 ○復旧・復興工事の増大により、建設資材や労働者等の確保に時間を要することが想定されることから、フレックス工事の対象外となっていた災害復旧工事などにおいて準備期間を90日以内で加算できることとした。	H25年3月～ 県独自の取組
5 その他		
(1)	工事受注に対するインセンティブの付与 ○建設業者の受注意欲を高めるため、標準点（65点）以上の評定点で工事を完了した場合は工事成績評定で加点（5点）を行い、「工事受注」そのものに対するインセンティブを与えることとした。	H25年4月～ 県独自の取組